

GIGA スクール環境整備事業 ICT 利活用支援業務

入札仕様書

令和3年11月1日
西原町教育委員会

1. 事業の概要

本事業は、国の GIGA スクール構想に基づき整備された校内ネットワーク及び児童生徒一人一台パソコンおよび関連機器について必要となる設定、現場の環境整備、教職員への使い方サポート等を行う GIGA スクールサポーター(以下、「支援員」という。)を設置し、GIGA スクール環境の円滑な導入および学校現場の活用支援を図る事業である。

2. 実施場所

本業務の実施場所は下記とする。

・西原小学校	字与那城353番地	B147232900019
・坂田小学校	字翁長627番地	B147232900028
・西原東小学校	字嘉手苅90番地	B147232900037
・西原南小学校	字安室123番地の2	B147232900046
・西原中学校	字翁長238番地	C147232900017
・西原東中学校	字小那覇308番地の1	C147232900026

3. 入札対象業務の内容

受託者は下記の業務を実施すること。

- ・町立学校にて支援員による ICT 利活用支援業務

期 間 : 業務の始期から令和 3 年3月23 日

人 数 : 5名 (1 名から契約可)

※具体的な実施業務は「業務仕様書」を確認のこと

※業務の始期は契約の日から大よそ 1 月以内とします。

4. 入札について

本入札については下記のとおりとします。

- ・入札の単位について

県内において ICT 系の人材が不足している状況を踏まえ、1 名単位での入札を認めます。

入札書に契約を希望する人数を記入して下さい。

- ・入札金額について

原則として、1 人あたりの月額(税抜き)にて、記入して下さい。

※期間が一月に満たない場合は日割り計算とします。

※請求の対象となるのは現地における支援業務の実施期間とします。

- ・落札者の決定

有効な入札かつ予定価格の範囲内で安価な金額を提示した者から人数を満たすまで順に落札者としていきます。なお、複数人申し込んだ場合で、一部のみ落札となった際に契約を希望しない場合はその旨を入札書に記入して下さい。

・入札書の記入方法

- ・入札書への金額の記入はアラビア数字で税抜の金額をお願いします。
- ・入札書のくじ指定番号の欄には0～999の数字の中で任意の数字(指定番号)を記入してください。記入されていない場合は、開札した当方の職員が即座に、貴社に代わり指定番号を決定します。
- ・くじは2名以上の同額入札者が存在し、そのうちのいずれかのみを落札者とする場合に実施します。
- ・くじはその対象者全ての指定番号の和を、くじ対象者数で除した余りの数字と等しいくじ対象者番号を割り当てられた者を発注先とします。
- ・くじ対象者番号は業者登録時の登録番号が若い順に0から連続した自然数を割り当てます。これにより難しい入札参加者についてはそれらの後に到着順に割り当てます。

5. 事業のスケジュール

(1) 全体スケジュール

- | | | |
|-----------|----|------------------------------------|
| 令和3年11月5日 | …… | 質疑応答の問い合わせ期限(14時まで)
回答は同日 18時まで |
| 令和3年11月8日 | …… | 入札書等の提出期限(15時まで) |
| 令和3年11月8日 | …… | 開札(15時30分) |
| 令和4年3月28日 | …… | 業務の完了報告期限 |

(2) 新型コロナウイルスについて

新型コロナウイルスに起因する様々な状況の変化への対応が本事業においては生じる恐れがある。それにより、事業について重大な影響を及ぼす事態が生じた場合には速やかに西原町までその旨を申し出ること。

当該申し出を受けた場合、町は内容を精査の上、必要な措置をとります。
学校の臨時休業等が長期間に渡り生じる場合には、契約等の変更があり得ます。

6. 提出物について

受託者は支援業務の実施以外に下記の書類をそれぞれ定める日までに提出する必要があります。

月次

- ・設置された支援員全員の日報(以下がわかるもの)

-業務実施時間

-支援内容(例 1校時 ○年○組 Skymenu 操作支援)

※業務日報の提出を月次ではなく、事業完了時に一括で提出することも可能です。

ただし、その場合は月次での委託料(派遣手数料)の支払いではなく、事業完了後に一括での支払となります。

事業完了時

- ・本業務で作成した教材・資料等一式
- ・支援中で未完了の案件があればその引継ぎに係る資料

7. 注意事項

本事業においてサポーターは地方公務員法第 16 条および学校教育法第 9 条に定める欠格次項に該当するものであってはならない。また、教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号ないし、第 6 号に該当するものについても同様とする。

サポーターの常駐にかかり必要となる経費は全て契約する委託料(手数料)の中に含まれるものとする。ただし、常駐時の通常考え得る範囲の光熱水費及び什器類は西原町が負担します。

本事業は国庫補助事業となります。会計検査の対象となりますのでご注意ください。

8. 入札参加資格の実績・能力について

本案件に入札するにあたり必要となる実績の条件を補足します。

- ・これまでに小中学校の電子黒板、コンピュータ室など教育・授業環境の構築・運用・支援などを手がけており、授業支援等の十分なノウハウがある。
- ・小中学校の ICT を活用した授業支援等の業務(支援員業務)を受託している。
- ・ICT 支援員に必要な資格を有した人材の派遣、または配置が可能である。